

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">LastRoots 利用規約</p> <p>前文 (省略)</p> <p>第1条 (本アプリ及び本サービスの定義)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 「本サービス」とは、当社が本アプリ、ウェブサイト等を通じて提供する c0ban に関する一切のサービス (c0ban の送受金に関するサービス、c0ban を取り扱う暗号資産交換業に関するサービスを含みますが、これらに限られません。) をいいます。</p> <p>第2条 (ユーザー登録及び本規約の承認)</p> <p>(省略)</p> <p>第3条 (本サービスの利用)</p> <p>(省略)</p> <p>第4条 (取引所のユーザー登録等)</p> <p>1. 当社が運営する暗号資産交換業に係る取引所のサービス (以下「本取引所サービス」といいます。) の利用を希望するユーザーは、当社所定の情報を当社所定の方法で提供することにより、本取引所サービスの利用登録を申請するものとします。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 他の暗号資産交換業者等の役職員である場合 (当社が認めた場合を除きます。)</p> <p>(6) 暗号資産交換業を営んでいる又は営む予定の法人である場合 (当社が認めた場合を除きます。)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>4. ~6. (省略)</p> | <p style="text-align: center;">LastRoots 利用規約</p> <p>前文 (省略)</p> <p>第1条 (本アプリ及び本サービスの定義)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 「本サービス」とは、当社が本アプリ、ウェブサイト等を通じて提供する c0ban に関する一切のサービス (c0ban の送受金に関するサービス、c0ban を取り扱う仮想通貨交換業に関するサービスを含みますが、これらに限られません。) をいいます。</p> <p>第2条 (ユーザー登録及び本規約の承認)</p> <p>(省略)</p> <p>第3条 (本サービスの利用)</p> <p>(省略)</p> <p>第4条 (取引所のユーザー登録等)</p> <p>1. 当社が運営する仮想通貨交換業に係る取引所のサービス (以下「本取引所サービス」といいます。) の利用を希望するユーザーは、当社所定の情報を当社所定の方法で提供することにより、本取引所サービスの利用登録を申請するものとします。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 他の仮想通貨交換業者等の役職員である場合 (当社が認めた場合を除きます。)</p> <p>(6) 仮想通貨交換業を営んでいる又は営む予定の法人である場合 (当社が認めた場合を除きます。)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>4. ~6. (省略)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第5条 (ウォレットサービス)</p> <p>(省略)</p> <p>第6条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</p> <p>(省略)</p> <p>第7条 (ユーザーID 及びパスワードの管理)</p> <p>(省略)</p> <p>第8条 (ユーザー登録の取消・本契約の解除等)</p> | <p>第5条 (ウォレットサービス)</p> <p>(省略)</p> <p>第6条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</p> <p>(省略)</p> <p>第7条 (ユーザーID 及びパスワードの管理)</p> <p>(省略)</p> <p>第8条 (ユーザー登録の取消・本契約の解除等)</p> |
| <p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 本条による利用契約の解除に伴う該当登録ユーザーの預り金及び暗号資産の返還は下記の通りとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 暗号資産は解除日における時価 (解除日当日の午前10時売気配値) に基づき法定通貨へ換算した金額 (1円未満切り捨て) を事前に登録済みの銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザーの負担となります。)</p> <p>第9条 (サービスの変更・中断等)</p> <p>(省略)</p> <p>第10条 (本規約の変更)</p> <p>(省略)</p> <p>第11条 (禁止行為)</p> | <p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 本条による利用契約の解除に伴う該当登録ユーザーの預り金及び仮想通貨の返還は下記の通りとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 仮想通貨は解除日における時価 (解除日当日の午前10時売気配値) に基づき法定通貨へ換算した金額 (1円未満切り捨て) を事前に登録済みの銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザーの負担となります。)</p> <p>第9条 (サービスの変更・中断等)</p> <p>(省略)</p> <p>第10条 (本規約の変更)</p> <p>(省略)</p> <p>第11条 (禁止行為)</p> |
| <p>1. 登録ユーザーは、本アプリで使用されているコンテンツ (文字テキスト、ソフトウェア、音楽、音声、静止画、動画、グラフィックス、ロゴ等) につき、以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) ～ (12) (省略)</p> <p>(13) 登録ユーザー以外の金銭及び暗号資産を取引又は送受信する行為</p> <p>(14) 暗号資産の注文取引を行う目的以外で金銭及び暗号資産を預託する行為</p> <p>(15) ～ (22) (省略)</p> <p>(23) 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない偽装の取引</p> <p>(24) 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、当該暗号資産関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる暗号資産関連取引に係る現実の取引</p> | <p>1. 登録ユーザーは、本アプリで使用されているコンテンツ (文字テキスト、ソフトウェア、音楽、音声、静止画、動画、グラフィックス、ロゴ等) につき、以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) ～ (12) (省略)</p> <p>(13) 登録ユーザー以外の金銭及び仮想通貨を取引又は送受信する行為</p> <p>(14) 仮想通貨の注文取引を行う目的以外で金銭及び仮想通貨を預託する行為</p> <p>(15) ～ (22) (省略)</p> <p>(23) 仮想通貨関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない偽装の取引</p> <p>(24) 他人を仮想通貨関連取引に誘引する目的で、当該仮想通貨関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる仮想通貨関連取引に係る現実の取引</p> |

(25) 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させる、若しくは重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

(26) 暗号資産の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の暗号資産関連取引に係る取引

(27) 内部者である登録ユーザーが、暗号資産関係情報をその者の内部者としての地位に関して、知って行う当該暗号資産関係情報に係る暗号資産関連取引

(28) ～ (29) (省略)

2. ～3. (省略)

4. 本条によるユーザー登録の取り消しに伴う該当登録ユーザーの預かり金及び暗号資産の返還は下記の通りとします。

① 法定通貨は、解除日に事前登録された銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザー負担となります。)

② 暗号資産は、解除日の時価(解除日当日の午前10時売気配値)に基づき法定通貨へ換算した金額(1円未満切り捨て)を事前登録された銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザーの負担となります。)

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. ～4. (省略)

5. 本条によるユーザー登録の取り消しに伴う該当登録ユーザーの預かり金及び暗号資産の返還は下記の通りとします。

① (省略)

② 暗号資産は、解除日の時価(解除日当日の午前10時売気配値)に基づき法定通貨へ換算した金額(1円未満切り捨て)を事前登録された銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザーの負担となります。)

第13条 (犯罪行為利用の場合の口座凍結及び被害者の救済)

1. 捜査機関等から暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があったときその他の事情を勘案して、登録ユーザーの口座が犯罪行為に利用された疑いがあると当社が判断した場合には、当該登録ユーザーの暗号資産交換業務に係る取引や資金の払出しを停止するものとします。

また、当該暗号資産交換業務に係る取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足りる相当な理由がある場合には、当社は登録ユーザーの当該取引に係る金銭及び暗号資産を被害者に返金若しくは返戻する等の被害回復のために必要な措置を講じることがあります。

第14条 (権利帰属)

(省略)

(25) 他人を仮想通貨関連取引に誘引する目的で、仮想通貨の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させる、若しくは重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

(26) 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨関連取引に係る取引

(27) 内部者である登録ユーザーが、仮想通貨関係情報をその者の内部者としての地位に関して、知って行う当該仮想通貨関係情報に係る仮想通貨関連取引

(28) ～ (29) (省略)

2. ～3. (省略)

4. 本条によるユーザー登録の取り消しに伴う該当登録ユーザーの預かり金及び仮想通貨の返還は下記の通りとします。

① 法定通貨は、解除日に事前登録された銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザー負担となります。)

② 仮想通貨は、解除日の時価(解除日当日の午前10時売気配値)に基づき法定通貨へ換算した金額(1円未満切り捨て)を事前登録された銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザーの負担となります。)

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. ～4. (省略)

5. 本条によるユーザー登録の取り消しに伴う該当登録ユーザーの預かり金及び仮想通貨の返還は下記の通りとします。

① (省略)

② 仮想通貨は、解除日の時価(解除日当日の午前10時売気配値)に基づき法定通貨へ換算した金額(1円未満切り捨て)を事前登録された銀行口座に振り込みます。(振込手数料は登録ユーザーの負担となります。)

第13条 (犯罪行為利用の場合の口座凍結及び被害者の救済)

1. 捜査機関等から仮想通貨交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があったときその他の事情を勘案して、登録ユーザーの口座が犯罪行為に利用された疑いがあると当社が判断した場合には、当該登録ユーザーの仮想通貨交換業務に係る取引や資金の払出しを停止するものとします。

また、当該仮想通貨交換業務に係る取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足りる相当な理由がある場合には、当社は登録ユーザーの当該取引に係る金銭及び仮想通貨を被害者に返金若しくは返戻する等の被害回復のために必要な措置を講じることがあります。

第14条 (権利帰属)

(省略)

第15条 (秘密保持)

(省略)

第16条 (非保証・免責)

1. ～7. (省略)

8. 当社は、暗号資産の注文取引並びに暗号資産の価値、機能、使用先及び用途につきいかなる保証及び法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示若しくは黙示の保証責任を負わないものとします。更に、登録ユーザーが当社から直接又は間接に本サービス若しくは他の登録ユーザーに関する情報を得た場合であっても、当社は登録ユーザーに対し本規約において規定されている内容を超えていかなる保証責任を負わないものとします。

9. 当社は、暗号資産の注文取引の場を提供する取引サービスを行うものであって、登録ユーザーの注文を成立（約定）させる義務を負うものではありません。従って、登録ユーザーの注文が成立せず、又は成立した注文取引において無効、取消、解除その他の成立若しくは有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は登録ユーザーに対し、損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

10. 当社は、システム障害等により、売り手・買い手から提示された価格レートと実勢レートが大幅かつ明確に乖離していたと当社が判断した場合、登録ユーザーの暗号資産にかかる注文を執行若しくは約定させず又は約定を取消することができるものとします。また、当該処理における誤約定の取消しや訂正の方法、損益調整、資産調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかに登録ユーザーに通知するものとします。その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

11. (省略)

12. 当社は、暗号資産に対する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の制定又は変更により登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、賠償する責任を一切負わないものとします。

13. 当社は、暗号資産に対する法令等又は関連した消費税を含む税制の将来の制定若しくは変更の効力が過去に遡及した場合に、これにより登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、過去に遡って賠償する責任を一切負わないものとします。

第17条 (ユーザー情報の取扱い)

1. (省略)

第15条 (秘密保持)

(省略)

第16条 (非保証・免責)

1. ～7. (省略)

8. 当社は、仮想通貨の注文取引並びに仮想通貨の価値、機能、使用先及び用途につきいかなる保証及び法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示若しくは黙示の保証責任を負わないものとします。更に、登録ユーザーが当社から直接又は間接に本サービス若しくは他の登録ユーザーに関する情報を得た場合であっても、当社は登録ユーザーに対し本規約において規定されている内容を超えていかなる保証責任を負わないものとします。

9. 当社は、仮想通貨の注文取引の場を提供する取引サービスを行うものであって、登録ユーザーの注文を成立（約定）させる義務を負うものではありません。従って、登録ユーザーの注文が成立せず、又は成立した注文取引において無効、取消、解除その他の成立若しくは有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は登録ユーザーに対し、損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

10. 当社は、システム障害等により、売り手・買い手から提示された価格レートと実勢レートが大幅かつ明確に乖離していたと当社が判断した場合、登録ユーザーの仮想通貨にかかる注文を執行若しくは約定させず又は約定を取消することができるものとします。また、当該処理における誤約定の取消しや訂正の方法、損益調整、資産調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかに登録ユーザーに通知するものとします。その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

11. (省略)

12. 当社は、仮想通貨に対する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の制定又は変更により登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、賠償する責任を一切負わないものとします。

13. 当社は、仮想通貨に対する法令等又は関連した消費税を含む税制の将来の制定若しくは変更の効力が過去に遡及した場合に、これにより登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、過去に遡って賠償する責任を一切負わないものとします。

第17条 (ユーザー情報の取扱い)

1. (省略)

2. 取引の不正利用に関する裁判所からの調査委託又は弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、個人情報保護法をはじめとした各種法令等及び暗号資産交換業者に課せられた守秘義務を勘案しつつ、これらの制度の趣旨に沿って、当社として適切な対応を行うものとします。

第18条 (通知・連絡)

(省略)

第19条 (契約上の地位の譲渡等)

(省略)

第20条 (分離可能性)

(省略)

第21条 (準拠法及び管轄)

(省略)

第22条 (協議)

(省略)

付則

1. 2016年12月1日制定、施行
2. 2017年9月29日改正、施行
3. 2018年1月16日改正、施行
4. 2019年4月2日改正、施行
5. 2019年6月26日改正、施行
6. 2020年1月24日改正、施行
7. 2020年5月1日改正、施行

2020年5月1日 株式会社LastRoots

2. 取引の不正利用に関する裁判所からの調査委託又は弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、個人情報保護法をはじめとした各種法令等及び暗号資産交換業者に課せられた守秘義務を勘案しつつ、これらの制度の趣旨に沿って、当社として適切な対応を行うものとします。

第18条 (通知・連絡)

(省略)

第19条 (契約上の地位の譲渡等)

(省略)

第20条 (分離可能性)

(省略)

第21条 (準拠法及び管轄)

(省略)

第22条 (協議)

(省略)

付則

1. 2016年12月1日制定、施行
2. 2017年9月29日改正、施行
3. 2018年1月16日改正、施行
4. 2019年4月2日改正、施行
5. 2019年6月26日改正、施行
6. 2020年1月24日改正、施行

(追加)

2020年1月24日 株式会社LastRoots